

令和6年度 社会福祉法人足利むつみ会事業計画 <主な事業等の概要>

1、法人

本会は、社会福祉法第22条の規定に基づいた社会福祉法人として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、または、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に事業を行うものとします。

なお、事業実施にあっては、次の事業実施方針を中心に、障害分野では障害福祉サービスを通じて、障害者の「生活」や「就労」に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するとともに、高齢分野では特別養護老人ホーム青空において、多様なニーズを包含して介護を必要とする高齢者に対する生活全般の支援に努めます。また、児童分野ではふくい保育園において、子どもの最善の利益を最優先に保育に努めるとともに、家庭と連携した子育て支援や地域との連携に努めます。

なお、障害分野において、引き続き地域生活支援拠点（共同生活援助・相談支援等）を中核施設に、生活介護事業・放課後等デイサービス等を含めた複合的施設を一体的に整備するため、国庫補助事業の採択による整備に取り組むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献の取組を継続し、取り組み内容に沿って取り組みます。

また、実施方針の内、経営組織・基盤の強化として、一つに人財育成の推進は急務であり、人財育成推進室による人財育成研修の企画・実施とともに、人事評価制度の活用と連動を図り、人財育成の推進に取り組むものとします。次に、ガバナンス・経営基盤の強化として、法人・事業所経営におけるガバナンスの向上及び高度化する会計実務に対応し、法人・事業所のガバナンス・経営基盤の強化を図るため、管理者、会計担当者等を対象に、社会福祉法人経営実務検定試験の受験を積極的に推奨します。

<事業実施方針>

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------------|
| (1) 経営組織・基盤の強化 | (2) 法人理念等の周知、法令遵守 | (3) サービスの質の向上 |
| (4) 施設、設備等の改善 | (5) 人事管理の充実 | (6) 財務管理、財務規律の強化 |
| (7) 事業経営の透明性の確保 | (8) 地域福祉の推進 | |

2、施設・事業所

(1) 障害部門

社会就労センターきたざと（生活介護事業・就労継続支援事業A型・B型・就労移行支援事業・就労定着事業）

①生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

重点目標として、季節に合わせたイベント等においても積極的にオンライントレーニングを組み込み、楽しい活動を実施します。その他にも少人数でのグループ活動を新たに実施し、他事業所での活動への参加や施設外での活動等、個々に合ったサービスの提供を探求します。

②就労継続支援A型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。就労の機会の提供にあたっては、利用者の希望を踏まえた労働時間としなければならない。また、就労の機会の提供にあたっては、利用者の希望を踏まえたものとする。

重点目標として、利用者の作業能力の向上の他、一般就労に必要な知識の習得や社会経験を増やすことを目的とした勉強会の場を多く設定し、職員間で情報共有を図りながら利用者に寄り添った支援を実施します。また、A型スコア方式：支援力向上（職員のキャリアアップの機会を提供し、安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組を評価要素に合わせ実施していきます。）

③就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切か

つ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

重点目標として、作業工程の構造化を図ることで、目指すべき目標の到達点や個々の支援方法を明確化し、職員間の支援方法の共有化を進めることで、利用者の意欲向上や作業のステップアップへとつなげます。

④就労移行支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

重点目標として、利用者の作業能力の向上の他、一般就労に必要な知識の習得や社会経験を増やすことを目的とした勉強会の場面を多く設定し、職員間で情報共有を図りながら利用者に寄り添った支援を実施します。

⑤就労定着支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業の事業主、障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

重点目標として、利用者との対面により、ご本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、その課題にご本人と取り組みます。また、その課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援を行います。対面による相談支援は、月1回以上実施します。

セルプ絆（就労継続支援B型事業）

就労継続支援B型事業所として、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に行います。また、地域生活の安定と充実を図るため、他機関との連携を行い、日常生活支援、就労移行支援、及び余暇活動支援など総合的な福祉サービスの提供に努めます。

重点目標として、製造製品事業では、商品力に加え、商品の陳列や元気で温かいピーターパンらしい丁寧な接客、販促活動などで販売力を上げる取り組みを行います。インスタグラム等で情報を発信し、顧客の創出につなげます。店舗の販売時間を考慮しつつ、地域からのニーズが高い昼食時の外販などに対応するため、製造体制を見直し、販路の拡充に努めます。受託加工事業では、作業内容と利用者の特性とのマッチングを考慮しつつ、利用者が達成感の持てる作業を開拓し、施設外就労を含め妥当な工賃が支払えるよう抜本的な見直しに取り組みます。

ダイアクティビティセンターWIN（生活介護事業）

生活介護事業所として、個人の感性を最大限に生し、その人らしく活動することを大きな目的とし、個別に合わせた「日常生活上の支援・介護」「軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供」「利用者主体の個別支援計画の作成、実践」を行います。

重点目標として、利用者の安全・安心の生活、肯定的な交わりの感情の構築のため、シエントルティーチングの手法を学び、実践していくことで支援の質の向上を図ります。利用者個々のニーズや障害の多様化に配慮し、興味・関心を引き出すことができるよう、活動内容を定期的に評価し、改善を図りながら定着につなげていきます。また、全体活動の中での個別の関りについても重要視し、一人一人の活動の質の向上を図ります。活動内に体操、トレーニング、散歩等を取り入れることで、身体機能の維持・向上を図り、外出活動の再開を目指します。

セルプみなみ（生活介護事業・就労継続支援事業B型）

①生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

重点目標として、利用者との関わりを通して個々の障害特性を理解し、利用者の出来ることや強みに目

を向ける力を養い、一人一人の能力を伸ばす支援ができるよう職員間で共有を図りながら、PDCA サイクルを行い利用者に寄り添った支援を実施します。また、全職員がケース記録の重要性をしっかりと理解し、適切に記録できるようケース会議の中で確認を行います。

②就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう様々な生産活動の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

また、生産活動を通じて、一般就労に必要な知識及び技能の向上を図り、一般就労等への移行に向けた支援に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じます。

重点目標として、事業所の強みとなるものを明確にし、関係機関や生産活動において活動の様子をホームページ等で情報発信するとともに相談支援センターとの情報交換等を通して連携を密にし、新規利用者の獲得に取り組みます。

グループホーム ドナルド（共同生活援助）

利用者が地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談や入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に行ないます。また、居宅においてその介護を行う者の疾病やその他により、障がい児者に緊急的に支援が必要な状況になった場合、短期間の入所の受入れを行い、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を行う「足利市あっしーネット緊急時支援事業」を引き続き行います。

重点目標として、足利市あっしーネット緊急時支援への取り組みを通し、緊急時に利用できる環境を整え、地域社会への貢献に努めます。また、いちごハートネット事業活動を実施し、各機関との情報共有、地域の理解を得ながら、誰もが安心して生活できる環境を整えます。その中で地域行事への参加や訓練等に参加すると共に、ボランティア等の積極的な受け入れにより、地域との連携に取り組みます。

ビタミンクラブ（放課後等デイサービス）

障害を持つ児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて適切な支援及び訓練を行います。また、個別支援計画を作成し、利用者の個性を最大に伸ばし、楽しさと満足感を感じながら成長できるよう療育支援を行います。

重点目標として、利用者の自立支援と社会参加の促進を図り、将来を見据えた自立した生活支援の強化、自分から相談することができる能力を身に付けられるための援助、コミュニケーション能力の向上（あいさつの定着）、日常生活を想定した買い物訓練等ソーシャルスキルトレーニングの実施、法人内就労及び生活介護事業所との連携と利用者の見学・実習の実施、運動、創作、音楽など様々な要素を取り入れた療育活動の提供、外出等の行事の実施を目指し社会的マナーを学ぶ機会を提供します。また、新事業に向けて外部との連携及び研修の実施などの準備を行います。

足利むつみ会障害者相談支援センター（指定相談事業所）

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業として生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を行うとともに指定一般相談支援事業における地域移行支援及び地域定着支援の業務を行います。利用者の皆様は、安心して地域で暮らすことが出来るよう継続的な支援を行います。

また、相談支援専門員 1 名については、足利市から足利市地域生活支援事業における基幹相談支援事業の委託を社会福祉法人 愛光園、医療法人（社団）孝栄会と共同受託し、そこに常勤し業務を行います。

重点目標として、基幹相談支援センターと連携し、困難ケースの受け入れ及び対応に努めます。自立支援協議会事例検討部会において、ケースを通じた社会資源の課題を発信します。主任相談支援専門員を配置し、地域の相談支援体制の強化、地域づくりの推進役を担うとともに人材育成等にも資することに努めます。

(2) 高齢部門

特別養護老人ホーム青空（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業・障害短期入所事業）

①特別養護老人ホーム

入居者一人ひとりの意思及び人権を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅生活への復帰を念頭に、居宅生活と連続した生活になるよう配慮しながら、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

②短期入所生活介護事業所

利用者一人ひとりの意思及び人権を尊重し、居宅生活と連続した生活になるよう配慮しながら、可能な限り、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

③通所介護事業所

認知症があっても、可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに精神的負担の軽減を図るものとする。

また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

④居宅介護支援事業所

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、関係機関との連携に努める。

重点目標として、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び医療機関などの関係機関等に対して積極的にPR活動を展開するとともに、本会広報誌、ホームページ等による広報活動を行い、新規利用者の確保に取り組みます。入居者、利用者の健康管理、感染症の蔓延防止に努めながら、施設内レクリエーションの充実を図るとともに提供サービスの点検・改善に努め、更なる利用率、稼働率の向上に取り組みます。介護報酬等の安定的な財源確保に取り組むため、算定可能な加算の取得に努めるとともに、稼働率の向上に努め、安定的な施設経営に取り組みます。

(3) 児童部門

ふくい保育園

運営方針として、「子どもの最善の利益を考慮し、保育の実情に応じて創意工夫をし、優れた保育サービスを提供します」「地域に根ざし様々な保育ニーズに対応しながら、入園児童の保護者や地域の子育て支援に努めます」「子どもの健康・安全及び食育の推進に努めます」を掲げ、「健康な心と体、豊かな感性」（あかるいえがおげんきにあいさつ おもいやり）を保育目標に、すこやか保育、延長保育、乳児保育、一時預かり保育及び地域子育て支援拠点事業（おひさま）などを実施し、様々な保育ニーズに対応した保育所運営に努めます。

重点目標として、新型コロナウイルス感染症等の対策については、引き続き感染拡大の動向を注視し、施設内での感染防止の徹底に努めます。同時にインフルエンザ等の流行時期には、同様に感染防止に努めます。行事等の際には、来園者の健康観察、消毒等の徹底に心がけ、内容の工夫をしていきます。

キッズピアあしかが（公益事業）

①足利市屋内子ども遊び場事業

公益事業所として、単なる屋内子ども遊び場としてではなく、子どもの運動機能向上や子育て世代の交流の場となるような機能を備える施設を目的に運営を行います。引き続き、新型感染症に対する感染予防を実施し、安心・安全に利用できるよう努めます。

重点目標として、乳幼児親子向けのイベントなど、発育にあわせたイベントを計画します。また、施設

利用者が安心して遊べるよう、衛生環境を整えることと創意工夫をもって環境作りを実施します。

特にマットの劣化が進んでいる箇所（スーパーノヴァ周辺）の入替を行います。

②足利市子ども映像メディアアート事業

公益事業所として、足利市が屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」（以下「キッズピアあしかが」という。）の施設内に設置する「子ども映像メディアアートブース」（以下「メディアアートブース」という。）の業務を受託して運営するもので、「キッズピアあしかが」を利用する子どもたちの健全育成及び子育て世代への支援の更なるツールとして、「学び」「遊び」「地域との絆の体感」をコンセプトに、子どもたちが楽しみながら学びや遊びができる映像体験型プログラムを展開し、子育て支援の充実とともに、足利市が推進する映像のまちとしてのイメージアップを図ることを目的に運営します。引き続き、新型コロナウイルス感染予防を行い実施するにあたり、一部設置場所を変更し、十分な距離を保ち実施できるコンテンツに限定し運営をいたします。また、本事業はキッズピアあしかがが運営する事業であることから、安全管理、災害・感染対策等の運営に係る周辺事項は、一体的に行うものとします。

日中一時支援事業 スマイル（日中一時支援事業）

障害（児）者の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図ることができるよう、当該障害（児）者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的にサービスを行います。

利用者の必要な時に必要なサービスが提供できるように努めます。地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

両毛圏域障害者就業・生活支援センター（就業・生活支援センター）

障害者からの相談に応じ、就業及び日常生活上の問題に関する指導・助言等を行うほか、職場定着促進のため、事業主に対して必要な助言等を行うとともに、関係機関との連携等を図ります。業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ります。